3　「関連法人対象事業年度の欠損金発生額（関連法人対象事業年度のそれぞれの別表七㈠「当期分の青色欠損金」）　⑹　」及び「関連法人対象事業年度の欠損金発生額　⑹　」の各欄の内書には、法第57条第２項の規定により当該関連法人の各事業年度において生じた欠損金額とみなされた金額がある場合に、支配関係事業年度以後の各事業年度ごとに当該みなされた金額に係る他の関連法人の「⑾」の欄に記載された金額を合計した金額を記載すること。この場合において、「欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額（（⑹と⑽のうち少ない金額）又は⑲）　⑾　」及び「欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額〔⑮と⑯のうち少ない金額〕　⑰　」の各欄の記載に当たつては、その内書きした金額をそれぞれ「⑹」及び「⑮」の金額から控除して計算すること。

4　「当該関連法人における損金算入額等　⑺」の欄は、関連法人対象事業年度（令第112条第７項に規定する関連法人対象事業年度をいう。第６号において同じ。）に生じた欠損金額のうち、当該関連法人において法第57条第１項の規定により令第112条第７項に規定する前９年内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び法第80条（欠損金の繰戻しによる還付）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたもの並びに法第57条第４項、第５項又は第９項の規定によりないものとされたもの及び同条第３項の規定により当該関連法人の同条第２項に規定する未処理欠損金額に含まないこととされたものの合計額を記載すること。

5　「譲渡等特定事由による損失の額の合計額　⑻」及び「譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額　⑼」の各欄は、当該関連法人が令第112条第７項に規定する支配関係発生日において有する資産（令第123条の８第３項第１号から第５号まで（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）に掲げる資産に該当するものを除く。）について生じた令第123条の８第４項に規定する譲渡等特定事由による損失の額の合計額及び当該資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額を記載すること。この場合において、各欄に記載した金額の明細を別紙に記載して添付すること。

6　関連法人対象事業年度に震災欠損事業年度がある場合には、「欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額（（⑹と⑽のうち少ない金額）又は⑲）　⑾　」の欄（当該震災欠損事業年度に係る部分に限る。）及び「欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額〔⑮と⑯のうち少ない金額〕　⑰　」の欄（当該震災欠損事業年度に係る部分に限る。）の記載に当たつては、当該震災欠損事業年度の震災特例法第15条第１項（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）に規定する繰戻対象震災損失金額をそれぞれ「⑹」及び「⑮」の金額から控除して計算すること。

7　「関連法人の特定資産譲渡等損失相当額の特例計算」及び「関連法人の支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産超過額又は簿価純資産超過額の計算並びに時価純資産価額及び簿価純資産価額の明細」の各欄は、法人が当該関連法人につき令第113条第８項（引継対象外未処理欠損金額の計算に係る特例）（同条第11項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表七㈠の表中

「

欠損金額の計算	適用年度終了の時における前期以前の事業年度又は連結事業年度から繰り越された欠損金額及び個別欠損金額
	欠損金及び災害損失金の額（25の計）又は（別表七㈠「３」の計）
	差引欠損金額 ⑻－⑼
当期控除額 （⑺と⑻のうち少ない金額）又は（⑺と⑽のうち少ない金額）	
欠損金額からないものとする金額 ⑾－⑽ （マイナスの場合は０）	

」を

「

適用年度終了の時における前期以前の事業年度又は連結事業年度から繰り越された欠損金額及び個別欠損金額	
当期控除額 （⑺と⑻のうち少ない金額）	
欠損金額 （25の計）	
差引欠損金額 ⑻－⑽	
欠損金額からないものとする金額 ⑼－⑾ （マイナスの場合は０）	

」に、

「

欠損金額の計算	適用年度終了の時における前期以前の事業年度又は連結事業年度から繰り越された欠損金額及び個別欠損金額
	欠損金及び災害損失金の額（25の計）又は（別表七㈠「３」の計）
	差引欠損金額 ⑲－⑳
所得金額差引計 （別表四「39の①」）	
当期控除額 （⑱、⑲と㉒のうち少ない金額）又は（⑱、㉑と㉒のうち少ない金額）	
欠損金額からないものとする金額 ㉓－㉑ （マイナスの場合は０）	

」を

「

適用年度終了の時に度又は連結事業年度額及び個別欠損金額	
所得金 （別表四	
当期 （⑱、⑲と⑳の	
欠損 （25	
差引欠 ⑲	
欠損金額からな ㉑ （マイナス	